

# D P C

## 新しい医療費の計算(支払)方式のお知らせ

～入院医療費計算方法が変わります～

- ①当院は、厚生労働省が推薦する急性期入院医療の「包括評価(DPC)」方式の対象病院に承認され、平成23年4月1日より、入院診療費の計算方法がDPCに変わります。
- ②「DPC」とは、病名や診療内容を組み合わせて1,881の診断群に分類し、分類毎に1日当たりの費用を定めた新しい医療費の計算方法です。
- ③これまでの計算方法「出来高払い方式」では、診療で行った検査や注射、投薬などの量に応じて医療費が計算されていました。
- ④「DPC」では、病名や処置等の内容に応じた1日当たりの定額の医療費を基本として、全体の医療費の計算を行いますが、手術などの医師の専門的な技術料については、これまでの計算方法「出来高払い方式」で計算され、入院に係る医療費は、定額分と出来高を合計したものになります。
- ⑤「DPC」における計算方式は、平成23年4月1日以降、一般病棟に入院された患者さまに適用されることとなります。
- ⑥病名や診療内容に応じてどのくらいの医療費がかかるのかの目安を患者さまにお示しすることが可能になります。

### 平成23年3月まで 出来高方式

診療内容(薬・検査など)を一つひとつ積み上げて合計する方式です。

出来高  
投薬料・注射料  
検査料  
レントゲン料



### 平成23年4月以降 包括評価(DPC)方式

一連の診療行為をまとめて1日当たりの包括金額(定額点数)を基本に医療費を合計する方法です。

包括分  
投薬料・注射料  
検査料  
画像診断料  
入院基本料など

◆外来の患者さまや診断群分類に該当しない入院患者さまの計算方式は、これまで通り「出来高払い方式」です。

◆患者さまの病気・治療ごとに、「DPC」方式に該当するかは主治医の判断によります。

◆入院期間中、症状の経過や治療内容等により病名変更が生じた場合、費用は病名が確定した時点に遡って算定する場合もあり、退院時等に前月までの支払額との差額調整を行うことがあります。

◆子ども医療費助成制度や小児慢性特定疾患等の公費の取り扱いは変わりません。

詳しくは、医事課入院係までお問い合わせください。